

広報 ゆざわ

湯沢町町民憲章

わたしたちのねがい
美しい自然につつまれた雪のまち湯沢
清らかな愛情あふれるまち
すこやかな舌みなぎるまち
さわやかな誰かが放ったまち
みんなで力をあわせ
豊かで明るく住みよい
文化の香り高いまちをつくりましょう

発行・編集 / 湯沢町役場総務課 〒949-6192 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立 300 番地
☎ 025-784-3451 ホームページアドレス <http://www.town.yuzawa.niigata.jp/>

むかし懐かしい炭焼きの香り

炭焼きが体験できる窯と小屋が完成しました

以前は生活の燃料そのものとして活躍していた木炭も、時代の
移り変わりとともに、電気やガスなどにその主役を譲ってきた。今
では炭焼きもあまり見ることができなくなりましたが、これを体験
できる窯と小屋がこのほど完成しました。ここでは木をいぶした懐
かしい香りの中で、炭焼きの体験ができます。



新鮮な空気ときれいな小川の山あいに来た炭焼き体験の窯と小屋です

湯沢町の豊かな自然を体験できる施設がまたひとつできました。炭焼き体験の窯と小屋を造ったのは、湯沢町の NPO 法人「かたくりの会」(会長 田村千葉雄さん)のメンバーの皆さんです。観光客の皆さんに昔ながらの炭焼きを体験してもらおうと、昨年の夏から準備を進めていたものです。このほど施設の完成を記念した窯の火入れ式が行われ、地元の子供たちにより窯に火が入れられました。

炭焼き窯は、JR 上越線土樽駅東側の蓬橋を渡った、自然の山林の中にあります。すぐ隣には、きれいな沢の水が流れる抜群の環境です。

炭焼きは 1 日コースまたは 2 日コースの体験ツアーで行い、作ってもらった炭を入れたミニ炭俵などの記念品がもらえます。また別メニュー(予約)で、おむすび、キノコ汁、炭火で焼いた岩魚などの食事も楽しめます。

なお体験ツアーは 2 日前からの予約制となっています。体験ツアーの実施期間、各料金のお問い合わせやご予約は、電話 787-3414、「しらかばロッヂ」さんまでお願いします。

主な内容

町長コラム	2
「交通指導所が開設されました」ほか	3
児童扶養手当ほかの届出や更新手続き	4 ~ 5
「全国童画展 夏の作品展開催中」ほか	6
「加山雄三さんが湯沢町観光特別大使に」ほか	7
湯沢消防署からのお知らせ	8
(財)湯沢町都市施設公社からのお知らせほか	9
お知らせ	10 ~ 12



子どもたちによる窯の火入れ式

町長コラム

上村清隆

「よく見れば ならずな花咲く
垣根かな」という、松尾芭蕉
の有名な句があります。21世
紀に入り、あらゆるものが変
革期に入っています。バブル
経済崩壊以降、景気低迷を嘆
く声が至る所で飛び交って

りますが、旧来のやり方を引
きずっている限り、事態の打
開は難しいと思います。芭蕉
が句に詠っているように、そ
の変化をよく見て、経営を抜
本的に見直していく必要があ
るのです。

これからの百年には、これ
までの千年に値するほどのす
さまじい変化が起こるといわ
れております。その中で確固
たるモデルを確立して行くに
は、芭蕉の句に倣い、小さな美
しい変化を見つける心と、取
り入れて行くべき変化と
と捨てるべき変化をしつかりと見極める知
恵が重要だと思えます。

さて今年当初カラ
梅雨の様相を呈してお
りました。後半に入
り長野県や九州地方で
豪雨災害をもたらし、
多くの尊い命が奪われ
てしまいました。湯沢
町では幸いにして大き
な災害はありませんで
した。そうした中で、7
月は加山雄三さんによ
る湯沢ワールド音楽
祭、フジロックフェス
ティバル、第一回鮎つ
り大会など湯沢町の

自然の中でイベントが繰り広
げられ、大勢の皆さまから町
を訪れていただきました。ま
た、幼少のころから湯沢町に
馴染みの深い加山雄三さんを
「湯沢町観光特別大使」に委嘱
し、観光立町湯沢町を応援し
ていただくことになりました。
さらにトリノ五輪入賞の皆川
賢太郎選手にも委嘱の了解を
得ております。

先日、東京の「椿山荘」で東
京新潟県人会の納涼会に出席
し、大勢の参会の皆さまに、日
ごろから湯沢温泉を会場とし
た同級会等の開催へのお礼を
申し上げました。そして、「若
くして故郷を離れた皆さまが
求めているものは、昔と変わ
らない故郷の姿であると思っ
ますので、湯沢町は一流の田
舎町」を目指します。」と申し
上げたところ、大変大きな拍
手と激励の声を頂戴しました。
お盆には、多くの皆さまが
里帰りされるかと思えますし、
14日には「成人式」を、そして
花火や、とろりこ流し」などの
温泉祭りもあります。私も練
習をして皆さまの輪の中に入
れていただきたいと思ってお
ります。暑さに負けないで、元
気に夏を乗り越えましょう。

7月の町長活動状況について

- 1日 苗場山山開き安全祈願祭(三俣)
- 2日 地域医療を考えるシンポジウム(南魚沼市)
- 3日 朝礼/上越魚沼地域振興快速道路整備促進連絡協議会会計監査
- 4日 自衛隊協力会定期総会(新潟市)/国体準備委員会総会
- 5日 高齢者運動会(カルチャーセンター)
- 6日 本省挨拶(東京都)/日本ケープル株式会社社長訪問
- 7日 議員協議会/株式会社ガーラ湯沢株主総会・取締役会
- 10日 国体打合せ/上越魚沼地域振興快速道路建設促進期成同盟会
総会(上越市)
- 11日 町商工会青年部町長懇談会
- 12日 NPO新潟情報通信研究所講演会(新潟市)
- 13日 北陸国道協議会総会(石川県)
- 17日 東京新潟県人会(東京都)
- 18日 国体打合せ/広報活動報告
- 19日 特別豪雪地帯市町村協議会総会(新潟市)
- 20日 苗場プリンスホテル佐野支配人訪問/砂防事業振興協議会総
会ほか打合せ
- 21日 県国体実行委員会設立総会(新潟市)/県高体連準備委員会
設立総会(新潟市)
- 22日 湯沢町特別観光大使任命式(加山キャブテンコーストスキ
場)
- 23日 ありがとう湯沢・鮎つり大会/越後妻有アートトリエンナー
レ2006(十日町市)
- 24日 東北電力株式会社防犯灯贈呈式/上越魚沼地域振興快速道路
「十日町・六日町間」建設促進期成同盟会総会(南魚沼市)
- 25日 砂防振興協議会総会・要望会(国土交通省)
- 26日 小学校親善水泳大会(神立小学校)/国体開催会場地連絡協
議会総会
- 27日 フジロックフェスティバル会場視察
- 28日 県土木部・国交省北陸地方整備局要望(長岡市・新潟市)
- 31日 精神障害者家族会・支援センターみなみつおぬま来庁



加山雄三さんを湯沢町特別観光大使に委嘱
しました(湯沢ワールド音楽祭ステージ)

夏の交通事故防止運動 恒例の交通指導所が開設されました

夏の交通事故防止運動が7月22日から31日までの10日間、実施されました。

この運動期間中の7月24日(月)には、ゆざわ健康ランド前の国道17号線沿いで恒例の「交通指導所」が開設されました。

南魚沼警察、交通関係団体などが参加し、警察官が誘導

して停車した車のドライバー

に、用意された交通安全の啓発品を手渡しましたが、当日は朝から雨の降りしきる天気でもあり、「今日はスピードを控えめに」と、より一層の交通安全をドライバーの皆さんに呼びかけていました。

これから夏休みを利用した家族旅行などで、長距離ドライ



通行中のドライバーに交通安全を呼びかけました

イブの機会が増え、疲労運転となりやすくなります。またイベントが多くなるので、飲酒の機会も多くなりがちです。交通事故防止運動期間中のみならず、「運転中疲れたら休む」「飲酒運転は絶対にしない」「スピードは控える」を心がけて、これからも安全運転を実践しましょう。

8月の交通安全キャンペーン

二輪車の交通事故防止
安全速度の励行

見落とされやすい二輪車の存在

二輪車は車体が小さいため、存在そのものを見落とされやすいばかりか、四輪車側から見ると速度や距離を判断しづらいものです。また四輪車の側方や後方の死角に入りやすく、ドライバーが気がつかないことも多いのです。

二輪車を運転するときは、「ほかのドライバーは自分に気づいていない!」と考え、なるべく四輪車の死角に入らないよう心がけましょう。そして二輪車は手軽で便利だけれども、雨などの悪天候に弱く、万一の事故のとき、転倒、死傷する確率が高いことを十分に理解して、安全運転に努めましょう。



平成17年 新潟県の二輪車事故月別発生件数(原付車を含む)

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
発生件数	33	28	50	85	128	151	142	158	153	141	143	57	1,269

・・・8月は二輪車の事故が多く発生しています。夏の二輪車の運転には、十分ご注意ください。

スピードと視野

自動車の楽しみの一つは、そのスピードの魅力です。いつでも、好きなのところに自分を連れて行ってくれる乗り物ですが、その使い方を誤るとたちまち凶器になります。

新潟県内の交通事故は、事故直前の速度が高いため、被害も大きくなるのが特徴です。心のブレーキを忘れないよう、スピードを控えるとともに、ゆとりの車間距離を取りましょう。

また、スピードが増すにつれてドライバーの視野は狭くなり、視力も低下します。

スピードと視力(静体視力1.2の人の場合)

速度	視力
10 km/h	1.0
29 km/h	0.8
54 km/h	0.7
72 km/h	0.6

スピードと視野の狭まり

停止しているとき	200度
60 km/h のとき	100度
70 km/h のとき	65度
100 km/h のとき	40度

スピードが上がれば上がるほど、視力が低下して視野が狭くなり、周りが見えにくくなってきます。

児童扶養手当を受給している方
 特別児童扶養手当を受給している方
 ひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちの方

届出書の提出や更新の手続きをお願いします

児童扶養手当の現況届は

児童扶養手当を受給している方は、前年の所得状況と対象児童の監護状況を確認するため、毎年必ず現況届を提出しなければなりません。今年は

8月31日(木)まで提出してください

なおこの現況届を提出しないと8月以降分の手当が受けられなくなることがありますので、忘れずに提出してください。



児童扶養手当とは・・・

父母の離婚などにより父親のいない児童の母親や、父親が重い障害のある児童の母親、母親に代わってそのような児童を養育している方へ支給する手当です。

手当を受けることができる人

児童扶養手当は、右の から までのいずれかに該当する児童を、母が監護している場合に支給されます。(母が監護できないときは祖父母などの養育者に支給されますが、父子家庭には支給されません。)

ただしこれに該当する場合でも、

- ・母が婚姻関係(内縁関係を含む)にある
- ・対象児童が重い障害のない父と生計を同じくしている
- ・父または母の死亡によって支給される公的年金や、遺族補償等を受けることができる
- ・対象児童が児童福祉施設などの施設に入所したり、里親に委託されている

などの場合には手当が支給されないように、支給には制限があります。

手当の額と支給が制限される所得限度額

認定を受けた母親など受給資格者と、その扶養義務者(同居している親族など)の前年の所得額(児童の父からの養育費の一部も所得額に含まれます)に応じて、全部支給、一部支給、支給停止に区分されて、支給される手当の額は決まります。支給額と支給が制限される所得の限度額は次のとおりです。

支給額は・・・

区分	全部支給	一部支給
児童1人	月額 41,720円	所得に応じて月額41,710円から9,850円(10円きざみ)
児童2人	月額 46,720円	児童1人の手当額に月額5,000円を加算した額
児童3人～	児童3人以降は1人増すごとにさらに月額3,000円を加算した額	

支給が制限される所得の限度額(前年の所得額)は・・・

扶養親族等の数	手当を請求する人(受給資格者)	
	全部支給	一部支給
0人	19万円まで	192万円まで
1人	57万円まで	230万円まで
2人	95万円まで	268万円まで
3人以上	1人につき38万円ずつを加算	

父母が婚姻を解消した児童
 父が死亡した児童
 父に重い障害(年金の障害等級が1級程度)がある児童
 父の生死が明らかでない児童
 扶養義務の放棄など父から1年以上にわたり遺棄されている児童
 父が1年以上にわたり刑務所などに拘禁されている児童
 未婚の母の子である児童
 出生の事情が明らかでない児童

いずれも18歳になって最初の3月31日までの児童。また中度以上の障害があるときは、20歳を迎えるまでの児童。

例えば扶養親族等の数が1人の場合、手当を請求する人の前年の所得額が、230万円を超えると支給停止となります。

扶養義務者(同居の親族など)の所得制限限度額は、別に定められています。

この他、老人扶養親族がある場合などは、一定の金額がこの限度額に加算されます。

特別児童扶養手当の所得状況届は

特別児童扶養手当を受給している方は、前年の所得状況と対象児童の監護状況を確認するため、毎年必ず所得状況届を提出しなければなりません。今年は

9月8日(金)まで提出してください

なおこの所得状況届を提出しないと8月以降分の手当が受けられなくなることがありますので、忘れずに提出してください。



特別児童扶養手当とは・・・

精神または身体に一定の障害がある児童の福祉増進を目的として、その児童を育てている方へ支給される手当です。障害の程度に応じて、手当は「1級」または「2級」として認定されます。

手当を受けることができる人

特別児童扶養手当は、おおむね右のからのような障害状態にある20歳未満の児童を養育している方に支給されます。

両目や両耳、上下肢、体幹が不自由な児童
知的障害、精神障害がある児童
身体の内部疾患等により日常生活が著しく制限される児童

ただし次のいずれかに該当する場合は、手当は支給されません。

- ・対象児童が児童福祉施設などの施設に入所しているとき
- ・対象児童が障害を支給事由とする公的年金給付を受けることができるとき
- ・対象児童または父母(養育者)の住所が日本国内にないとき

また認定を受けた受給資格者とその扶養義務者(同居している親族など)の前年の所得額が、一定の額以上である場合、支給が停止される所得制限があります。

手当の月額

支給される手当の月額は、対象児童の人数や障害の程度によって異なります。

- 1級(重度の障害): 対象児童1人につき50,750円
- 2級(中度の障害): 対象児童1人につき33,800円



ひとり親家庭医療費受給者証は

ひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちの方は、有効期間の更新手続きが必要です。今年は

8月31日(木)まで更新手続きをしてください

なおこの更新手続きを怠ると、10月以降の医療費の助成が受けられなくなりますのでご注意ください。なお児童扶養手当受給者については、児童扶養手当現況届と一緒に手続きをしてください。

ひとり親家庭等医療費助成とは・・・

ひとり親家庭等の方の、医療費の本人負担分を助成する制度です。母子(父子)家庭の父母と児童、または父母のない児童を児童を養育している方とその児童が対象となります。

助成が制限される場合

ただし次のいずれかに該当する場合、助成はありません。

- ・父または母が婚姻関係にあるとき(内縁関係も含む)
- ・生活保護、乳児医療費助成、重度心身障害者医療費助成のいずれかを受けている場合
- ・受給資格者とその扶養義務者(同居している親族など)の前年の所得額が一定の額以上の場合

助成の内容

医療機関で受診した際の自己負担額が、次のようになります。

- 通院: 月の4回目まで、1回につき530円(5回目以降は0円)
- 入院: 1日につき、1,200円

【問い合わせ】 住民課 保育係 784 - 3001



川上四郎記念
「越後湯沢全国童画展」
夏の作品展開催中!

越後湯沢全国童画展は湯沢町から全国に発信する事業として、北は北海道から南は沖縄まで全国から作品の応募があります。昨年度で第10回展が終了し、湯沢町が買い上げしたり、寄贈を受けた作品は400点近くとなっています。

この作品は、宿場の湯にある「わらべの詩」をはじめとする町内10の施設で、常時ご観覧いただいておりますが、今年の夏休み期間中の8月は、さらに下記の会場で「夏の作品展」を開催しています。この機会にぜひ、秀逸な作品の数々をご観覧ください。

【開催期間】 8月31日(木)まで

【開催会場】 メイン会場 越後湯沢駅東口 宝屋ビル1階(開場時間:正午~午後5時)
(ただし8月17日までの開場時間は午前10時~午後5時)
共同会場(開場時間は各会場の営業時間中です)
第四銀行湯沢支店様、新潟県信用組合湯沢支店様、湯沢カルチャーセンター
駒子の湯、街道の湯

アルプの里にこだまするさわやかな音楽 夏合宿の成果を発表する演奏会

湯沢町の夏は体育部に限らず、文化部系の学生、生徒の皆さんの合宿でも賑わっています。そこで湯沢高原アルプの里では、音楽関係の合宿で訪れた方々が手軽にその練習の成果を発表できるよう、ミニ演奏会の開催でサポートすることになりました。

このたびこの呼びかけに、神奈川県立岡津^{おかつ}高校吹奏楽部の生徒の皆さんからご参加いただき、8月2日にミニ演奏会が行われました。演奏された曲目はみな山の風景にマッチして、会場となったアルプの里パラマステーション前は、ひときわさわやかな雰囲気につつまれました。

次回8月22

日に、実践女子学園高校フォーク部の皆さんの演奏が行われます。これから不定期ですが、このような若い皆さんのさわやかな演奏会が行われますので、皆さまからのご声援をお願いいたします。

【問い合わせ】

湯沢温泉ロープ
ウェイ事業所

784-3326

パラマステーション(山頂駅)前での演奏会



7月の建設工事等入札結果(落札額250万円以上)

番号	工事名等	契約金額(円)	請負業者
簡第3号	中央簡水計装室築造工事	6,300,000	(株)山井建設
簡第4号	中央簡水電気計装設備移設工事	17,850,000	(株)菱電社
簡第5号	中央簡水滅菌設備移設工事	10,710,000	新潟オーヤラックス販売(株)
建第3号	岩ノ沢線災害復旧工事	5,145,000	(株)林組

加山雄三さんが湯沢町特別観光大使になりました

特別観光大使の委嘱状を手に、観客の声援に応える加山さん



湯沢フィールド音楽祭オープニングで任命式
このたび湯沢町は、湯沢町特別観光大使として、俳優で歌手の加山雄三さんを任命しました。任命式は7月22日、加山キャブテントコーストスキー場で開催された「第4回湯沢フィールド音楽祭」のオープニングセレモニーとして行われ、ステージ上で上村町長から、委嘱状が授与されました。特別観光大使は加山さんから第一号となります。

特別観光大使は、「観光の湯沢町」を広く国内外に紹介することで、ますます町の観光産業を発展させるよう、平成18年より置かれたものです。大使は湯沢町に愛着をもち、かつ観光の発展に積極的な湯沢町出身者や湯沢町に縁のある人などから選定します。

加山さんは幼少のころから湯沢町を訪れ、ご本人自ら「第二の故郷」と話されるほど、湯沢町と縁が深いことは、ご存知のとおりです。また湯沢を舞台とした「湯沢旅情」のシングルをリリースしたり、音楽祭を開催するなど、町の観光振興にも大きな功績があることも、誰もが認めるところです。

任命式では委嘱状授与のあと、上村町長と「湯沢旅情」をデュエットで披露しましたが、自ら歌詞を先導して、観客の皆さんと一緒に歌うことをサポートしていました。加山さんが持つ湯沢への愛着の深さを、実感できる一場面でありました。

今後のますますのご活躍と、湯沢町への応援を期待するところです。

水道メーターは
8年で交換します



土樽地区の水道メーター交換のお知らせです

水道メーターの検査満了期間は、計量法で8年と定められています。

今年検査満了を迎える水道メーターで、土樽地区の約550個(マンションは除く)については、8月下旬から指定業者(湯沢町指定給水装置工事事業者)が伺い、順次交換します。よろしくお願ひします。なお湯沢地区の交換前にも広報でお知らせします。

【問い合わせ】

水道課管理係

784・4853

町営共同浴場

8月15日～17日は
営業します

お盆期間中(8月15日～17日)の町共同浴場は、休まず営業します。

振替休日は次のとおりです。

街道の湯、山の湯

8月21(月)

(22日(火)と連休です)

岩の湯

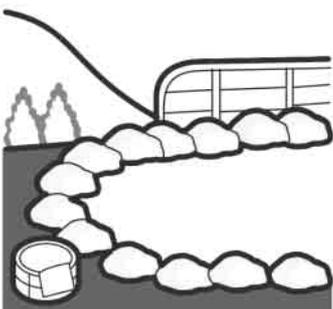
8月22日(火)

(23日(水)と連休です)

宿場の湯、駒子の湯

8月25日(金)

(24日(木)と連休です)



湯沢消防署からの お知らせ (第8回)

思いがけない火災

もともと火災とは、思いがけないで発生してしまう災害です。しかしある日突然襲われる自然災害とは違い、日ごろから十分に注意してさえすれば、避けることができる災害でもあります。

さて夏のこの時期に発生する特有の火災としては、

- ・ 仏壇からの出火
 - ・ 動力電源分電盤からの出火
 - ・ 花火による出火
- があります。

またこのほか、思いがけない火災として年間を通じてご注意いただきたいのが、電気のコンセントとコードからの出火です。

今回ご紹介しますこれらの火災の原因と特徴をご理解いただき、未然に火災を防止するように、日ごろから注意してください。

南魚沼地域では、過去10年間にローソク・線香からの出火はありません。しかしお盆の時期、仏壇に線香やろうそくを上げる機会もあると思います。火の取り扱いには十分注意してください。

またろうそくに火をつけたあと、ろうそく越しに物を取ろうとして衣服に火がつく「着衣着火」にもご注意ください。



仏壇からの出火
(ローソクなど)

動力電源分電盤からの出火 (コンデンサーの劣化など)

ポンプのモーター等に使用する動力用電源(三相200V)の分電盤には、ブレーカーとコンデンサーがついています。コンデンサーとは、電力の無駄を省くために取り付けられた部品です。ところが昭和50年以前に製造されたコンデンサーは、保安装置が内蔵されていないので、内部の絶縁材料が劣化した結果発熱し、発火に至ることがあります。特に気温が高いときに発火することが多いようです。使用しないときはブレーカーを切っておきましょう。また使用中も、異常な発熱がないか定期的に点検するようにしてください。

三相200V(動力用電源)の分電盤 →
(ブレーカーから3本のコードが出ています)



コンデンサー
(低圧進相コンデンサー)

花火による出火 (やけどに注意)

夏は、花火をする機会が多いですね。バケツに水をくみ、燃えカスはしっかり消火しましょう。もしやけどをしたら痛みがなくなるまで流水で冷やしてください。

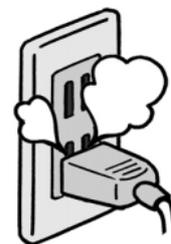


コンセントからの出火 (トラッキング現象)

テレビ、冷蔵庫など家電製品のプラグを、コンセントに差したままにすることは多いと思います。ところがプラグとコンセントのすき間に、ほこりがたまると思わぬ火災の原因になります。

まず、たまったほこりに水分がつき、そこに微弱な電流が流れます。そしてたまったほこりがヒーターのようになり、プラグの2本の刃の間に流れる電流により発熱します。その熱が次第にコンセントの絶縁部分を炭化させ(トラッキング)最終的に放電が起きて発火します。

このような火災は、水気が多い台所や洗面所付近、家具に隠れてほこりのたまったコンセントで多く発生します。このような場所のコンセントに、ほこりがたまらないよう日ごろから乾いた布で掃除するなど、注意してください。



ヨガ講座(後期) 参加者募集のご案内

- 【日時】 9月5日～12月5日の毎週火曜日
午後7時30分～午後9時(全14回)
9月6日～12月6日の毎週水曜日
午後1時30分～午後3時(全14回)
- 【対象】 中学生以上
- 【講師】 広池秋子 ヨーガ健康法 師範
田村ノブイ氏(南魚沼市在住)
- 【受講料】 6,000円(傷害保険料を含みます)
- 【服装】 体を締め付けず動きやすい服装
- 【持ち物】 汗拭きタオル
- 【会場】 小ホールまたは柔・剣道場
- 【定員】 30名程度



申し込み締切は8月31日(木)です。
カルチャーセンター窓口へ受講料を添えて申し込みください。
(受付時間は午前8時30分～午後5時15分です。土日受付けています。)

【問い合わせ】(財)湯沢町都市施設公社(湯沢カルチャーセンター内) 784 1511

ストックヤード開場のお知らせ

中子資源ごみ
8月15日(火)はお盆期間中ですが、受け入れを行います。
ご利用ください。なお搬入時間は午前9時～午後4時です。
(正午～午後1時は搬入できません。)

【問い合わせ】 住民課環境生活係 784・3453

湯沢トリムマラソン 参加者募集

ゆっくり走る、健康マラソンです。

【日時】

9月10日(日)

受付 午前7時30分

スタート 午前9時

【集合場所】

湯沢カルチャーセンター前

【対象】

中学生以上

【コース】

大源太川沿い往復(10km)

【賞】

全員に参加賞と完走証、ほか各賞があります。

【申込方法】

湯沢町公民館においてある

所定の郵便振替払込用紙に、

必要事項を記入の上、参加料

1,500円を8月31日(木)

までに払込みください。

【主管】

湯沢町走ろうよ会

【問い合わせ】

駒形(堰場)

785・5338



子どもたちに見せたくない有害サイトをブロック!

有害サイトアクセス制限サービスのご案内

携帯電話を子どもに持たせることで、親は緊急時に連絡を取り合えたり、子どもの所在を確認できるといった安心感が得られます。しかし一方で、子どもたちが携帯インターネット上に存在する、出会い系サイト、ジャンルサイト、アダルトサイトといった有害情報サイトにアクセスする危険性も持ち合わせています。

携帯インターネット上の有害情報サイトへのアクセスをブロックするため、携帯電話各社は各種のアクセス制限サービスを無料で提供しています。このサービスのご利用により、子どもたちが有害サイトにアクセスすることを防止でき、安心して携帯電話を持たせることができます。お問い合わせ先は次のとおりです。

携帯各社の有害サイトアクセス制限サービスと問い合わせ先

携帯各社の有害サイトアクセス制限サービスと問い合わせ先		
NTTドコモ	キッズiモード キッズiモードプラス	・ドコモの携帯電話から 局番なしの151(無料)
KDDI	EZ安心アクセスサービス EZ Web 利用制限	・auの携帯電話から 局番なしの157(無料) ・ツーカーの携帯電話から 局番なしの151(無料)
ボーダフォン	ウェブ利用制限	・ボーダフォンの携帯電話から 局番なしの157(無料)



引き揚げ者の皆さんへ

税関では、終戦後の混乱期に戦地から引き揚げてきた方々が、当時国内に持ち込むことができず、税関などに預けた通貨や証券などをお返ししています。

【お返しする通貨等】

終戦後、外地から引き揚げてこられた方々が上陸地の税関・海運局に預けた通貨、証券など、外地の集結地において総領事館などに預けた証券などのうち、その後日本に返還されたもの。これらの手続きは、本人だけでなく家族の方々が電話、郵便などで問い合わせすることができません。また実際に届けたかどうか不明の場合でも調査できることもあります。なお上陸地が新潟以外の方もお気軽にご相談ください。



【問い合わせ】

新潟税関支署 統括監視官第2部門
025 - 244 - 9314
(土・日曜を除く 午前9時～午後4時30分)

スマイルカンパニー制度の登録事業者募集のご案内

(障害者多数雇用事業者からの物品等調達制度)

新潟県では、障害者の雇用の促進と安定を図るため、障害者を多く雇用する企業に対し、物品等の調達を積極的に行う「スマイルカンパニー制度」をスタートしました。

この制度は、県が行う「製造の請負、財産の買入れおよび役務の提供」の調達において、少額の随意契約や指名競争入札を行う際に、登録していただいた「障害者多数雇用事業者()」に優先的な取り扱いをするものです。

詳しくは新潟県のホームページ (<http://www.pref.niigata.jp/sangyorodo/sangyo/web/rousei/p182.html>) をご覧いただくか、県労政雇用課(025 - 280 - 5270)へお問い合わせください。

() 障害者多数雇用事業者・・2人以上かつ従業員の3.6%以上の障害者を雇用する中小企業者

おいしくて手軽な「ごはんに合うおかず」を作ってみよう

食のにいがた 学生料理コンクール 作品募集

応募資格

- ・県内在住の高校生、専門学校生または大学生による3人1組のグループ
- ・書類審査で選考された場合、実演審査会に必ず参加できるグループ

募集内容

- ・主菜と副菜の2品(主菜は「なす」を使用したもの)
- ・食材はすべて新潟県産をとし、4人分で2,000円以内
- ・下ごしらえを含め60分程度で調理できるもの

募集方法

- ・応募用紙に必要事項を記入の上、完成品の写真を添付して郵送してください。
- ・応募用紙は新潟県のホームページ(<http://www.pref.niigata.jp/>)からもプリントできます。

応募締切

- ・9月4日(月) 当日消印有効

審査方法

- ・審査員による書類審査でまず10作品を選考します。
- ・その後、書類選考された10作品の応募者により実演審査会を行います。

◆応募用紙の発送先は次のとおりです。また応募用紙の取得方法など詳細についても、こちらまでお問い合わせください。

〒950 - 8570 新潟県農林水産部 食品・流通課 販売戦略係
(宛先の住所は不要です) 025 - 280 - 5305



新潟県職員採用試験・
市町村立小中養護学校
事務(栄養)職員採用試験

次のとおり採用試験を実施
します。詳細についてはお問
い合わせください。

【受付期間】

9月1日(金)まで

(郵送または持参の場合)

8月25日(金)まで

(電子申請の場合)

【第1次考査日】

9月24日(日)

【職種】

県職員(短大卒業)

・診療放射線技師

・臨床検査技師

県職員(高校卒業)

・一般事務

・警察事務

小中養護学校事務職員

・学校事務職員

小中養護学校栄養職員

・学校栄養職員

【試験地】

新潟市・長岡市ほか

受験資格・資格要件・試験

の方法などについては、別

途お問い合わせください。

【問い合わせ】

新潟県人事委員会事務局

025・280・5538

身近な川のことを
調べてみませんか

水質調査会・環境学習会
のご案内です



身近な川がきれいかどうかは、
意外と簡単な方法でわかります。
それは難しい分析をすること
ではなく、川原に住んでいる生
き物の種類から水の汚れを調べ
る方法です。この調査方法や、
身近な環境の問題に関する学習
会を次のとおり開催します。

【日時】

9月9日(土)

午前9時30分～正午

【場所】

南魚沼市五十沢キャンプ場

(森のきりん館前に集合)

【申込締切】

9月1日(金)まで

【雨天の場合】

・生き物の調査は中止して、環
境学習会のみを実施します。

(雨天時は、各申込者に連絡し
ます。)

・環境学習会は南魚沼振興局講
堂が会場となり、午前10時か
ら行います。

【その他】

・昼食・飲み物等は各自で準備
してください。

・調査に必要な器具等は準備し
ます。

・万一に備え、参加者には主催
者負担で保険をかけます。

・川に入るので、長靴・ゴム草
履等を用意してください。

【申込・問い合わせ】

南魚沼地域振興局健康福祉

環境部環境センター 環境課

772・8154

平成19年度採用

新潟県専門看護師採用試験

次のとおり新潟県職員(専
門看護師)採用試験を実施し
ます。

【受付期間】

8月25日(金)まで

【考査日】

9月11日(月)

【募集職種】

専門看護師 2人程度

【職務内容】

県立病院で特定の専門分野
の看護業務に従事

【受験資格】

昭和46年4月2日以降に生
まれた方で、
専門看護師として認定登録
されている方

平成21年3月31日までに専
門看護師として認定登録見
込みの方

受験資格の詳細について
は、お問い合わせください。

【問い合わせ】

新潟県病院局総務課

025・280・5554

不起訴処分の審査申立て先は
検察審査会です

交通事故、傷害、詐欺など
の犯罪にあつて、犯人の処罰

を警察官や検察官に求めたけ
れど、検察官は不起訴処分
にしてしまった。どうしても納
得できない。そのような場合

には、検察審査会があります。

検察審査会では、選挙権の

ある人からくじで選ばれた11

人の検察審査員が、不起訴処
分に誤りがなかったかどうか

などを審査します。審査の結
果によっては、不起訴処分の
見直しを求めます。

不起訴処分に納得できない
場合は、検察審査会に相談し
てください。

【問い合わせ】

長岡検察審査会事務局
(新潟地方裁判所長岡支部内)

0258・35・2182

子どもの人権相談所の開設

六日町人権擁護委員協議会
では、次のことでお困りの方

に相談所を開設することな
りました。

相談は無料で、秘密は堅く
守られます。

・いじめ、体罰、不登校、虐待
などの悩みことや心配こと

【日時】

9月10日(日)

午前10時～午後3時

【場所】

・南魚沼市 南魚沼市民会館

・魚沼市 小出公民館

【相談担当】

人権擁護委員

【問い合わせ】

新潟地方法務局南魚沼支局

772・3742

「ふれあい福祉まつり」のご案内

障害者の自立と社会参加、そして共生社会の実現をめざし、今年も恒例の「ふれあい福祉まつり」を実施します。

【まつり期日】
9月10日(日)

【場所】

魚野の家 敷地内

(南魚沼市八幡1154)

【催し物】

まつり模擬店・お楽しみ抽選会・バザーコーナー・チャリティーコンサート・アニメ上映・利用者手作り作品販売・利用者活動

今月の納税等

町 県 民 税 (第2期)
国民健康保険税 (第2期)

納期限は、8月31日(木)です。

(口座振替日は、8月28日(月)です。)

納税相談は、収納課(784-3056)で受け付けています。どうぞ、ご利用ください。

長野県豪雨災害の被災者支援のための 県民募金にご協力ください。

お隣の県である長野県の被災に際し、二年前の中越大震災にご支援いただいたご厚情にお応えするため、皆さまの善意をお寄せください。

【募金方法】

銀行の窓口からお振込みください。同じ銀行の窓口から振込めば、手数料は不要です。

なお募金期間は9月20日(水)までです。

(振込先) 第四銀行県庁支店(普)1272372

北越銀行県庁支店(普)252699

大光銀行新潟支店(普)3004597

(口座名) 長野県豪雨災害新潟県民募金事務局

【問い合わせ】

新潟県 危機管理防災課

025 - 280 - 5758

報告・野菜、きのこ、木炭、花の販売 ほか
《バザー用品提供にご協力を》



【対象品】
日用品・雑貨・食品・台所用

品・文具おもちゃ類・毛布寝具類・シーツカバー類・衣料品古着はクリーニング済みのもの・雨具・靴類・なべかま食器類・娯楽品・贈答品・不在庫品など

【収集期間】

9月2日(土)まで

【問い合わせ】

魚野の家

770・0857

みなみうおぬま

770・1331

「子どもの人権110番」強化週間について

新潟県方法務局および新潟

県人権擁護委員連合会では、

8月28日(月)から9月3日

(日)までを「子どもの人権1

10番」強化週間として、法

務局職員または人権擁護委員

が子どもの人権に関する電話

相談を受け付けます。

期間中は土・日曜も相談に

応じますので、ご利用くださ

い。

接続できません。

【相談時間】

(平日の相談時間)

8月28日(月)~9月1日(金)

午前8時30分~午後6時30分

(土・日の相談時間)

9月2日(土)~9月3日(日)

午前10時~午後5時

【相談内容】

・いじめや虐待など、広く子

どもの人権に関すること

【電話番号】

0570・070・110

(全国共通の番号です。ただ

しPHS、IP電話からは

お誕生おめでと〜ございます

7月7日 寺口 陽都 さん

7月21日 南雲 恒羽 さん

7月25日 角谷 史都 さん

「逝去お悔やみ申し上げます」

7月21日 樋口 安市 さん

類似文字で表記する場合があります。ご了承ください。

広報に掲載してほしくない場合は、届出の際に申し出てください。

